

## 4. 監事監査報告書

2025年5月22日

学校法人 松山東雲学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

監事 成松勲、印  
監事 森 正康 印

私たち監事は、旧私立学校法（2023年5月8日施行）第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人松山東雲学園旧寄附行為（2024年8月5日施行）第9条第1項の規定に基づき、学校法人松山東雲学園の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

その結果を以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

2024年度に開催された理事会、評議員会に出席し、理事長から業務の執行の報告を聴取したほか、重要な決裁書類等を閲覧し、学校法人の運営全般及び財産の状況を調査しました。

また、えひめ有限責任監査法人の指定有限責任社員である山崎誠公認会計士からは2025年5月22日に監査の報告及び説明を受け、計算書類等につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に法人の収支状況及び財政状況を示していると認めます。

(2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上